

令和 8 年 4 月

広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院長

令和9年度 広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院SmaSo-X奨学金
博士課程前期について

広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院では、博士課程前期学生を支援し、研究を奨励することを目的として、博士課程前期の日本人学生*に対し、SmaSo-X奨学金を支給しています。令和9年度奨学金の概要は下記のとおりです。* 外国籍の人であっても1-(2)支給

対象に記載の該当者は応募資格を有する。

令和9年度の奨学金申請したい方は、5月29日（金）までにMicrosoft Formsに必要事項を記入し、書類をメールで送付してください。

1. 支給概要 記

(1) 支給額

SmaSo-X奨学金は、1月あたり25,000円とし、半期分150,000円を一括して支給するものとする。

(2) 支給対象

広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院博士課程前期に在籍する日本国籍を有する者又は外国籍を有する者のうち次の各号のいずれかに該当するものを支給対象者とし、提出された書類に基づき審査します。給与所得のある社会人学生も支給対象となります。ただし勤務先のルールを請求前に確認しておいてください。

- (1) 法定特別永住者
- (2) 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である者
- (3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある者
- (4) 在留資格が「家族滞在」であって、次の条件をすべて満たす者
 - イ 日本国の小学校卒業前に日本国に初めて入国したもの、又は日本国の小学校等を卒業したもの
 - ロ 日本国の中学校等を卒業したもの
 - ハ 日本国の高等学校等を卒業したもの
- 二 大学院修了後に日本国で就労し、定着する意思があるもの

(3) 支給対象外

上記の学生であっても、国、地方公共団体、法人、外国政府等から、返還義務のない月額合計 10 万円を超える奨学金や研究奨励金を受給している学生は支給対象外とします。

(4) 支給人数

若干名

(5) 支給期間

博士課程前期入学後 標準修業年限内とします。ただし、休学期間は支給を停止します。支給対象期間は令和9年4月以降とします。

(6) 支給方法

半期分を一括して各学期の初めに学生が指定する銀行口座に振り込みます。

(7) 支給停止・返還

SmaSo-X奨学金は、返還の義務はないものとする。

ただし、奨学金を受給する学生が資格要件を満たさなくなった場合や学業成績または素行が不良と認められた場合、研究院の決定により、支給対象外の期間について月割りで返還請求又は支給停止を行うことができる。

- 1) 支給条件を満たさなくなった場合。
- 2) 広島大学学生懲戒規則(平成28年3月7日規則第20号)別表に掲げる行為が認められたとき。
- 3) 学業成績又は素行が不良と認められたとき。

2. 提出方法

下のリンクから応募し必要な書類をメールで送付してください。

[SmaSo-X \(M\) 奨学金申請情報\(新入学生用\) Application for SmaSo-X Scholarship for Master's student AY2027 - フォームに記入する](#)

3. 提出期限

令和 8年 5月 29日 (金)

問合せ先	提出先
国際協力学系支援室	E-mail: smart-society@office.hiroshima-u.ac.jp